

草津市告示第240号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月21日に送達があったものとみなす。

軽自動車税(種別割)当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	東谷 悠希	奈良県天理市福住町10627番地1	R3	R3
2	大江 裕己	京都府城陽市富野南清水13番地-1TSハイツ103号室	R3	R3
3	宇野 友貴	大分県大分市政所1丁目9番3-702号グリーン・グランド大分	R3	R3
4	入江 伸江	京都府京都市山科区上花山久保町65番地メイプルリーフ上花山 505	R3	R3
5	CHO IKHYUN	千葉県松戸市根本450番地の4ER松戸502号	R3	R3
6	ダ クンハ グスタボ ヘンリケ	滋賀県大津市大萱一丁目20番9号第3サンライフ瀬田404	R3	R3
7	濱口 誠一	京都府京田辺市三山木垣ノ内69番地	R3	R3
8	WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7	R3	R3
9	篠田 俊昭	京都府京都市山科区西野山中島井町62番地5	R3	R3

(令和3年7月14日揭示済み)

草津市告示第241号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月15日

草津市長 橋川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「草津市総合政策部男女共同参画課」を「草津市総合政策部男女共同参画センター」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

(令和3年7月15日揭示済み)

草津市告示第242号

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月15日

草津市長 橋川 渉

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第219号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第7条第3項関係）

簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒に御提出ください。
 ○下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月		注意事項													
収入	給与収入【A】													円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】													円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】													円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額変更通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】														円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の欄に記入している方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者）

②-2 配偶者等の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

（※基本的に②申請者と同じ「年月」として記入してください）

年 月		注意事項													
収入	給与収入【A】													円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】													円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】													円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額変更通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】														円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の欄に記入している方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額

※③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当収入限度額は204,3万円とさせていただきます。
※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦1人	146,9万円
3人（例）夫婦2人	187,7万円
4人（例）夫婦3人	232,7万円
5人（例）夫婦4人	277,7万円
6人（例）夫婦5人	322,7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者を含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。
※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 月 日

申請者氏名 _____

配偶者等氏名 _____

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒に御提出ください。
- 下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→ 【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（5）で所得が高い方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月		注意事項											
収入	給与収入【A】											円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】											円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】											円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】												円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者）												円
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

②-2 配偶者等の令和3年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項											
収入	給与収入【A】											円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】											円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】											円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】												円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）												円
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

（参考：非課税相当収入限度額）

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	146.9万円
3人（例）夫（婦）子2人	187.7万円
4人（例）夫（婦）子3人	232.7万円
5人（例）夫（婦）子4人	277.7万円
6人（例）夫（婦）子5人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者および配偶者等それぞれの③の年間収入見込額を御記入ください。

収入	(申請者) 収入額	円	(配偶者等) 収入額	円

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	円	(配偶者等) 給与所得控除額	円

給与所得控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、御記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%-10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	円

事業収入等の経費

- ①事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を御記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	円	(配偶者等) 公的年金等控除	円

公的年金等控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、御記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、御記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	円	(配偶者等) 年間所得見込額	円

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額を御記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	円

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は13.5万円としてください。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例)夫(婦)子1人	91.9万円
3人(例)夫婦子1人	123.4万円
4人(例)夫婦子2人	154.9万円
5人(例)夫婦子3人	186.4万円
6人(例)夫婦子4人	217.9万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求め場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年7月15日掲示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年7月2日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-056
- (2) 工事名 下笠湖岸線配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 開削工
本設管 ダクタイル鋳鉄管
φ300mm L=318.8m
φ150mm L=265.5m
φ100mm L= 3.2m
φ 75mm L= 13.1m
空気弁 N= 6 基
消火栓 N= 1 基
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月21日まで
- 2 予定価格 81,520,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

大津市中央一丁目6番11号

株式会社エフウォーターマネジメント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和3年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付において、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 - イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格

者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和3年7月2日午前9時から令和3年7月21日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和3年7月2日午前9時から令和3年7月15日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和3年7月19日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和3年7月26日午前9時から令和3年7月27日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。
ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書(別紙様式2)
イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるもの

写し

エ 主任技術者(監理技術者)の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者(監理技術者)の監理技術者資格者証(両面)の写し

カ 主任技術者(監理技術者)の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書(講習修了履歴)の写し

キ 主任技術者(監理技術者)の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上の)雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和3年7月28日 午前9時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
 - (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 共同企業体での参加は認めない。
 - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
 - (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間

において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年7月2日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年7月2日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-058
- (2) 工事名 常盤こども園既存棟改修工事（建築）
- (3) 工事場所 草津市志那中町
- (4) 工事概要 既存園舎棟の改修工事
鉄骨造 1階 591㎡
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

2 予定価格 65,348,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市野村一丁目18番10号良美ビル1F
有限会社サム建築デザイン

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年7月2日午前9時から令和3年7月27日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年7月2日午前9時から令和3年7月15日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年7月19日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年7月28日午前9時から令和3年7月29日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可

を有している者であることが確認できるものの
写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許
証の写し、1級建築施工管理技士であることを
証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは
国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工
管理技士と同等以上の能力を有すると認定した
者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格
者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習
修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書
（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険
者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入
札日において3か月以上の）雇用関係が確認で
きる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとす
る。

9 開札

(1) 開札日時 令和3年7月30日 午前9時00分
から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること
から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者
から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、
入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順
位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで
行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後
に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件
を満たした入札参加者に限
る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義
申立て手続きに関する取扱要
領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）

第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入

札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とす
る。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現
地の状況を熟知しておくこ
と。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締
結しないときは、入札金額の
100分の5に相当する金額を
違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則
（平成9年草津市規則第13
号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則に
より行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則に
より行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約
保証金を納付すること。ただ
し、保証事業会社の保証、金
融機関の保証、公共工事履行
保証証券による保証を付した
場合または履行保証保険を締
結した場合、契約保証金の納
付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係
る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可
能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取
り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算
した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金
額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積
もった契約希望金額の110分の100に相当する金額
を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先
 草津市総務部契約検査課
 電話 077-561-2307（直通）

（令和3年7月2日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年7月7日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市継九丁目11番1-A102号 ブロケイド 周本 大潤	草津市芦浦町字居手483番	284.79㎡	R3.7.7	1550

（令和3年7月7日掲示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月7日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
03010101	キッズハウス (直接引き取り 限定)	不明。 約W2m×D2.5m ×H2.2m	30,000円 (3,000円)
03010102	掲示板 (直接引き取り 限定)	不明。 約 W150cm × D14cm × H100cm (本体)	1,000円 (100円)
03010103	ワイヤレスアン プ(マイク付)	TOA WA-652C	1,000円 (100円)
03010104	小型机(F)3台 (直接引き取り 限定)	不明 W120×D60 ×H40cm	3,000円 (300円)
03010105	小型机(B)40台 (直接引き取り 限定)	不明 W120×D60 ×H51cm	20,000円 (2,000円)
03010106	車載用カセット プレーヤ付き PAアンプ (マイク付)	ノボル電機製 作所 YT-21	1,000円 (100円)
03010111	木目調イス(2 脚) 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W40×D48 ×H86cm	2,000円 (200円)
03010112	小型机(L)2台 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	LIFELEX・ ニトリ 約W75×D50 ×H32cm	1,000円 (100円)

03010113	ダイニングテー ブル 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	ニトリ 約W120×D75 ×H75cm	4,000円 (400円)
03010114	机・椅子セット 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W70×D50 ×H71cm (机)	1,000円 (100円)
03010115	座椅子 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W53×D47 ×H78cm	1,000円 (100円)
03010116	和風飾り棚 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W90×D30 ×H30cm	1,000円 (100円)
03010117	レンジラック 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	ニトリ W50×D40× H142cm	2,000円 (200円)
03010118	メニューボード 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W50×D46 ×H91cm	1,000円 (100円)
03010119	テレビ台 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	不明 約W46×D35 ×H26cm	2,000円 (200円)
03010120	チェスト(3台) 【リサイクル家 具】(直接引き 取り限定)	アイリスオー ヤマ W56×D43× H81cm他	3,000円 (300円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
- ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
- エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者
- カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
- キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）
- ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者
- ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和3年7月7日（水）から令和3年8月30日（月）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和3年7月14日（水）午後1時から令和3年8月2日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売却物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和3年7月21日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所
- 【キッズハウス】
 発送支援センター（滋賀県草津市西浜川二丁目9番38号）
- 【小型机（F）,（B）】
 旧草津市立第六保育所 1階（滋賀県草津市大路二丁目11番35号）
- 【リサイクル家具】
 くさつエコスタイルプラザ（滋賀県草津市馬場

町1200-25)

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

- (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和3年8月16日（月）午後1時から令和3年8月23日（月）午後1時まで

- (2) 場所 公有財産売却システム上

- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和3年8月23日（月）午後2時

- (5) 入札確定処理日時 令和3年8月25日（水）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
 (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
 (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
 (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和3年8月30日（月）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。

- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。

- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和3年9月6日（月）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。

- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札

保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで

- (2) 場所 草津市が指定する場所

- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場

合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
 草津市総務部総務課財産管理係
 電話番号 077-561-2305
 FAX番号 077-561-2483
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和3年7月7日揭示済み)

公 告

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和3年7月9日

草津市長 橋 川 渉

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長 メートル	指定道路の幅員 メートル
令和3年7月9日	草津市青地町字後町 566番39、578番3、 578番4、580番5、 580番8、582番10	14.34m	6.0m

(令和3年7月9日揭示済み)

公 告

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和3年7月12日

草津市長 橋 川 涉

指定の 年月日	指定道路の位置	指定道路 の延長 メートル	指定道路 の幅員 メートル
令和3年 7月12日	草津市東矢倉三丁目 字玄甫409番120、 409番121	8.01m	8.0m

(令和3年7月12日掲示済み)